

## 読売新聞 きょう（2月28日）のイチ押し

### 一面など 「死後再審」高裁認める 日野町事件

滋賀県日野町で1984年、酒店経営の女性（当時69歳）が殺害された「日野町事件」で、強盗殺人罪で無期懲役が確定した阪原弘・元受刑者（2011年に75歳で死亡）について、大阪高裁は27日、大津地裁に続いて再審開始を認める決定を出しました。戦後に起きて死刑や無期懲役が確定した事件で、死後再審が高裁レベルで認められるのは初めてです。

- ★ 決定では、有罪の根拠となった間接証拠のひとつで、元受刑者が遺体の発見現場まで警察官を案内できたとする「引き当て捜査」について、再審請求審で新たに開示された捜査を撮影した写真のネガフィルムなどから状況に不自然な点があると指摘。「任意に行われたか疑問を差し挟む余地が生じた」と判断しました。
- ★ 元受刑者の長男は「再審無罪に向けまた一つ階段を上ることができた。早く墓参りして父に報告したい」と再審開始決定を喜びました。

### 社会面 聴覚障害児 逸失利益「85%」

大阪市生野区で2018年、重機にはねられて死亡した大阪府立生野聴覚支援学校小学部5年の井出安優香さん（当時11歳）の遺族が、運転手や当時の勤務先に損害賠償を求めた訴訟の判決で、大阪地裁は27日、約3700万円の支払いを命じました。井出さんの「逸失利益」は、全労働者の平均年収の85%をもとに算出するのが相当と判断しました。

- ★ 逸失利益について、遺族側は全労働者の平均年収で算定すべきだとし、被告側は健常者の約6割にとどまる聴覚障害者の平均年収をもとにすべきと主張しました。判決では聴覚障害者の平均年収は健常者と同程度とは言えないとしたうえで、進学率の向上などを考慮して全労働者の85%と判断した、としています。
- ★ 原告の両親は会見で「裁判所が健常者との差別を認めていいのか」「11年間の安優香の努力を認めてくれなかった」と涙を流しました。

#### 他紙と比べて

北朝鮮の金正恩朝鮮労働党総書記の娘が公式行事に出席するケースが増えています。最高指導者の子どもが幼少期からメディアに露出するのは異例です。どういう狙いがあるのでしょうか。三面スクリーンで分析しています。